
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.225 2020/5/19

1 輸入生食用かきの取扱いについて

5月15日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品監視安全課長名をもって各検疫所長宛標記通知を出した。その主な内容は次のとおり。

法第11条第2項及び改正省令による改正後の食品衛生法施行規則第11条の2第2項により、輸入される生食用かきについては、法第6条（腸炎ビブリオ、ノロウイルス、貝毒等）に違反していないものであること等が記載された、輸出国の政府機関によって発行された証明書（以下「衛生証明書」という。）又はその写しを添付したものでなければ、これを販売の用に供するために輸入してはならないこととなりました。

当該規定については、本年6月1日に施行されることから、本年6月1日以降に輸入される生食用かきの取り扱いを定めたものである。

輸出国として、アイルランド、オーストラリア、カナダ、韓国、ニュージーランド及び米国（ワシントン州に限る。）について取り扱いが規定されている。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000630993.pdf>

2 輸入ふぐの取扱いについて

5月15日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品監視安全課長名をもって各検疫所長宛標記通知を出した。その主な内容は次のとおり。

法第11条第2項及び改正省令による改正後の食品衛生法施行規則第11条の2第2項により、輸入されるふぐについては、法第6条（有毒ふぐ等）に違反していないものであること等が記載された、輸出国の政府機関によって発行された証明書（以下「衛生証明書」という。）又はその写しを添付したものでなければ、これを販売の用に供するために輸入してはならないこととなりました。

当該規定については、本年6月1日に施行されることから、本年6月1日以降に輸入されるふぐについて、「輸入ふぐ検査指針」を定めたものである。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000630994.pdf>

3 農業及び水産における食品の採取業の範囲について

5月18日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品監視安全課長名をもって各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。その主な内容は次のとおり。

改正食品衛生法に基づき、営業者は、HACCPに沿った衛生管理を実施（本年6月施行、1年の猶予期間）するとともに、営業の許可を得て又は届出をして営業（令和3年6月施行）を行うこととなる。一方、食品衛生法第4条第7項の規定（営業の定義）により、

農業及び水産業における食品の採取業は、営業に含まないとしており、HACCPに沿った衛生管理並びに営業の許可及び届出の対象外となる。

このため、個別の事例の採取業及び営業への該非について別紙のとおりとりまとめたものである。

別紙で、採取業の範囲として、室内での農産物の生産（レタス、もやし、きのこ等）、収穫後の農産物の乾燥機での乾燥、生乳の販売（直接販売、受託販売、買取販売）、農業者自ら採卵した卵をGPセンターに販売、漁業者が水産物を洗浄、活〆、放血、頭・内臓・鱗除去、冷蔵・冷凍等等細かく示されている。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000631460.pdf>